



～ 経営者(事業主)の皆様へ～

労使間のトラブルで対応に困っていることはありませんか？

例 えば

(労働組合とのトラブル)

- 団体交渉が紛糾して、協議が進まない。
- 従業員が企業外の合同労組(※)に加入し、突然、団体交渉の要求書が届いた。
- 労働組合が、会社を批判するビラの配布やSNSへの書込みを行っている。

(従業員個人とのトラブル)

- 会社が把握していない多額の残業代を請求された。
- パワハラ(セクハラ)を理由に慰謝料を請求された。

こんなときは

労働委員会にご相談ください！

(※) 合同労組とは：企業のわくを超えて組織され、個人でも加入できる労働組合



労働者支援事務所にご相談ください！

労働委員会とは

労働委員会は、労使間のトラブルの円満で迅速な解決に向けて、あっせんや不当労働行為事件(※)の審査などを行っている公正・中立な行政機関です。

公正・中立！
(公・労・使 三者構成)

手続が簡単！

無料！

秘密厳守！

三者構成



公益委員

公益を代表する委員
(大学教授
弁護士等)



労働者委員

労働者を代表する委員
(組合役員等)



使用者委員

使用者を代表する委員

(経営者団体役員
会社役員
人事労務担当の
管理職)

福岡県では、それぞれ7名、計21名が任命されています。

労働問題に詳しい公・労・使の委員が、それぞれの立場で、トラブルの円満な解決をお手伝いします。

(※) 不当労働行為とは

使用者の次のような行為は、不当労働行為となり、労働組合法により禁止されています。

- ・ 組合活動を理由に不利益な取り扱いをすること。
- ・ 組合からの団体交渉の申入れを拒否すること。
- ・ 組合からの脱退を迫ること。



- 公益委員、労働者委員、使用者委員の中から1名ずつ選ばれたあっせん員が
- ・当事者双方の話を丁寧に聞きます。
 - ・公正中立な立場で双方に歩み寄りを促します。
 - ・双方の主張を調整の上、あっせん案を提示し、双方が受諾すれば解決となります。

使用者委員は、使用者の立場から、労使関係の改善に向けて、現実的な着地点を提示したり、適切なアドバイスを行ったりします。

あっせんは経営者(事業主)からも申請できます。

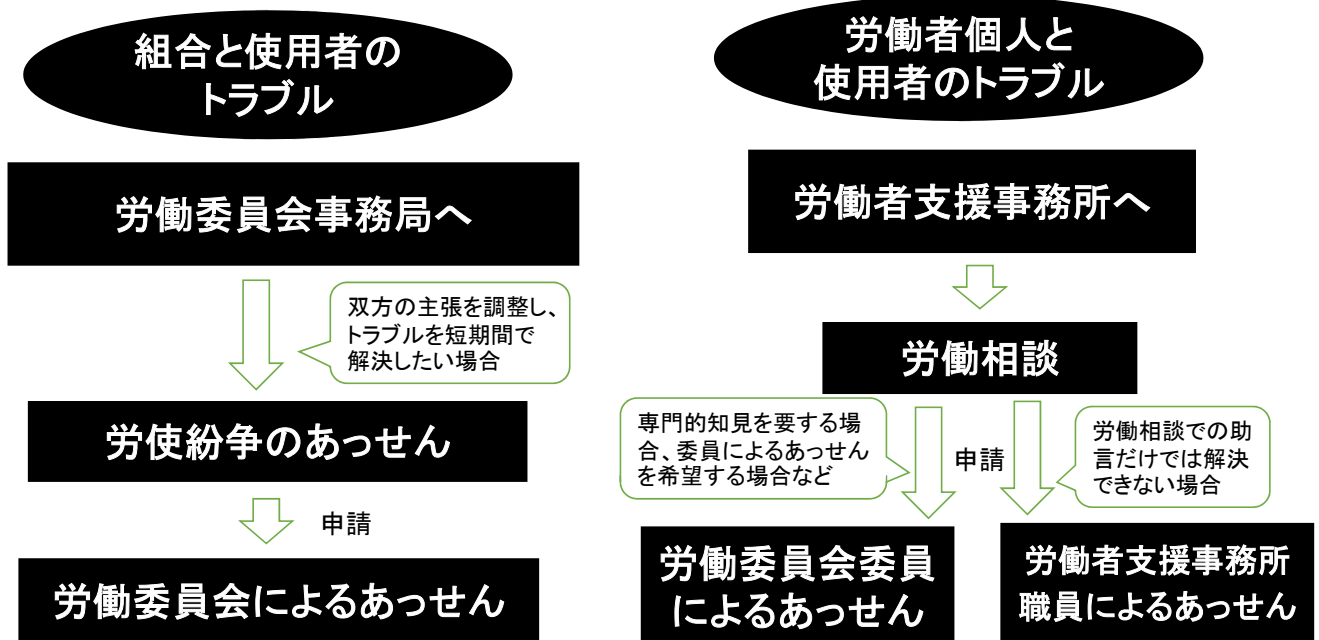
こんな例がありました。

退職後、合同労組に加入した従業員が、パワハラへの謝罪や未払賃金の支払いを求めて、会社との団体交渉を行ったが、交渉は決裂し、組合は抗議活動を実施。

⇒ 困った会社は、退職問題の解決を求めて労働委員会にあっせんに申請。

⇒ あっせん員が双方の主張を調整して、お互いに歩み寄り、事件は解決へ！！

(あっせんの場合)



◆◆福岡県労働委員会事務局◆◆

福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎7階
(JR吉塚駅から徒歩5分)

- 労使紛争の調整(あっせんなど)
調整課 (092)643-3980
cchosei@pref.fukuoka.lg.jp
- 不当労働行為の審査、労働組合の資格審査
審査課 (092)643-3982

※詳細は福岡県労働委員会の
ホームページへ



◆◆福岡県の労働者支援事務所◆◆

福岡労働者支援事務所
福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎
(092)735-6149

北九州労働者支援事務所
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4階
(093)967-3945

筑後労働者支援事務所
久留米市合川町1642番地の1 久留米総合庁舎1階
(0942)30-1034

筑豊労働者支援事務所
飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎別館2階
(0948)22-1149

※詳細は福岡県労働者支援事務所の
ホームページへ

